

平成16年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成16年3月18日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	白井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	参 与	新 谷 哲 也
参与兼合併 プロジェクト外室長	守 屋 太 郎	収 入 役 職務代理者	高 田 善 和
総 務 部 長	溝 口 義 弘	企 画 部 長	高 橋 武 夫
市民環境部長	土 川 隆	健康福祉部長	中 村 節
産業建設部長	服 部 次 男	上下水道部長	林 賢 一
教 育 長 職務代理者	堀 部 秀 夫	根 尾 総合支庁長	島 田 克 広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は49人であり定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号18番 堀 守君と19番 吉村 優君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（村瀬 治君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

質問の順序は受け付け順です。

20番 宮脇孝男君の発言を許します。

20番（宮脇孝男君）

それでは、議長さんのお許しをちょうだいいたしましたので、ただいまより通告のとおり質問をお願いいたします。

私は、本巣市が合併いたしましてまだ2ヵ月にはなりません、災害危機管理体制についてのお尋ねをいたします。ほとんどがお願いになるかと思いますが、これは執行部はもちろんのこと、議員の皆様方にも根尾村の小淵の方の質問を申し上げますので、どうかよろしくお尋ねをしたいと思います。

災害危機管理体制についてお願いいたします。

やがて来ると言われております。東海沖地震また東南海地震がもし発生したといたしますと、本巣市といたしましては、住民の皆さんにどんな対応がとれるのか、御説明をお願いします。

また、きのう国井議員さんが地震の指定区域の問題についてお尋ねをいたしましたので、市長さんよりの御答弁を私も聞かせていただきまして、この件については、もうきのう答えが出ておりますので省かさせていただきたいと思っております。

それでは豪雨災害についてどのような対策ができていますのか、御説明をお願いいたします。

本市は合併により、南北広範囲にわたり、各支派川、大小河川流域で、もし災害が発生の場合、

指揮命令系統など、住民に対する安全対策を、どのような方法で確立されているのかお伺いをいたします。

先ほど皆さんのお手元に行っているがどうかわかりませんが、これは写真を一通りずっと目だけお申し願いたいと思います。それは、去る2年前の平成2年7月の豪雨によりまして、中部電力の奥美濃発電所のダムの底部を開放し、そして下流へ増水した水を流したということで、松田地内なんです。この写真をちょっと見ていただきますと、この秋近い1番目は写真でございますが、これが本当ののどかな写真でございます。それが一たび水が大雨が降って、中部電力が放水をした場合に、このような大きな水になるということで、ほとんど人家の近くまで水は来ました。それで放流をいたしますと、この写真の中に出ておりますが、ちょっとした堤防をつくってあるんですが、それが放流をした途端に堤防をオーバーして、そして大きな被害をもたらしたわけですので、一通り目だけお申しを、また後で再質問のときに説明をさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

災害危機管理体制について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは宮脇議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の御質問でございますけれども、地震災害は突然やってくるという災害でございます。被災直後につきましては、行政といたしましても組織立った行動ということは非常に困難でございます。そうした混乱した状況が発生するということは当然予測されるわけでございます。

このため、被災直後の緊急行動基準等の体制を整えるということで、初期の応急活動をしなければならないというふうに考えるわけでございます。それには、災害対策を迅速・的確に実施するということだと思いますけれども、そうしたときには職員及び消防隊員の動員、それから自衛隊員等、また関係機関の応援要請、そういうものを行うとともに、医療機関との連携を図り、負傷者等の救出、また給水とか、食糧供給等の被災者への救援、それから後になりますけれども、災害見舞金、あるいは財政援助等、そして市民の避難場所の確保と避難誘導、そういうものも即実施をしなければならないというふうに考えております。

そうしたことを行うのも一つですけれども、やはり災害が起こる前に、事前にこういうものに対する応援協定というものが必要であるかと考えております。例えば食糧供給の応援協定といいますと、大型のスーパーと事前に災害が起きたときには、食糧供給をお願いするというような協定、あるいは災害復旧の応援協定、これは今度本巢市になりましたら、この市の中の建設組合の方が協会をつくられました。そういうところとの復旧の応援協定、そういうものを早速結んでほしいというふうに考えております。

また、これらの災害におきますところの行動計画でございますけれども、この平成15年2月、3月ですけれども、その前から合併を想定しながら、本巢市としての地域防災計画の作成をしておりますので、この計画書に基づきまして、災害時の危機管理体制の確立をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、特に災害が起きますと、先ほども申し上げましたように組織立った行動というのは非常に難しいわけですので、まずは先に地域住民の自主防災組織、それとボランティアの協力、こういうものも必要かというふうに考えますので、自主防災組織できている地域もごさいすけれども、未設置のところにつきましては、設置の促進と強化育成に努めてまいりたいというふうに考えます。

それから2点目の件につきましては、先ほど前日の答弁でということをごさいすので、3点目のことをごさいすけれども、第1点目の質問と共通するところをごさいすが、特にこの2月1日に合併をしました。そうしたときに、2月2日に災害が起こるかもわからないということで、既に職員の災害時の初動マニュアルこういうものを、今つくっております。といいますのは、どういうものかといいますと、例えば風水害があったという場合については、職員がどういうふうに対応するかということをごさいすけれども、まず準備体制、注意報が入りましたら、各支庁、本庁とも2名ずつの職員が張りつく。それから警戒態勢、警報が入りましたら今度5名ずつの職員で待機をするということで、警戒第2体制になりましたら、それぞれ幹部の職員は全部出てくるというような初動マニュアルといいますか、こういうものを今つくっております。それと先ほど申し上げました。本巢市の防災計画、こういうものによりまして指揮命令系統を明確にし、災害時の住民の生命・財産を保護していきたいと、そして迅速に対応したいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

議長（村瀬 治君）

20番 宮脇君よろしいですか。

20番（宮脇孝男君）

初動マニュアルについて御所見だけをちょっとお伺ひしたい。市長さん、どう考えてみえますか。

議長（村瀬 治君）

はい、市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

市民の安心・安全を守ることが大変重要でござひます。いつ災害が起こかわからない状況でござひますので現にそういうことに対しまして、マニュアル、そういう災害計画ですね、そういうものに基づいて対応してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔20番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

はい、20番 宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

ちょっと前でお願ひしたいんですが、よろしいですか。

私の地方のことばかりこれから出てまいりますが、やはり広範囲にわたり、元根尾村の場合は東

西に分かれまして南北約25キロですね、村の点在するところまで。それから東西が30キロ、こんなふうに大きく分かれて各自治会が点在しているわけでございます。その中で、先ほど総務部長さんより丁寧な御回答がありました。やはり何と申しましてこれだけ広範囲なところでございますので、災害が発生した場合に、こういう場合に先ほどのマニュアルで今までも根尾村でもやってきましたが、今回職員の皆様方が各地区の各市庁舎へ配属になられて、そして根尾村の場合はどうしても職員の本当にわかった人が昼夜、そういうどうしても災害が予想されるというような場合に、特別の配置がお願いできないと、南部のようにしっかりとした水防倉庫もございませんし、今までの私の経験からまいりますと、100年に1回しか起きないという災害がここ、平成6年に中部電力のダムの供用開始になってから2回もの大きな水害をこうむったということでございます。それについては水のかぶったところには、ここにも出ておりましたが、各土建業者の方との連携をもとにおやりになるということでございますが、それまでには相当な手間がかかりますし、各支所には、こういったことが予想される場合には、的確に指示のできる職員の方を御配置願いたいと思います。

もう1点は、大事なことですが、中部電力のダムの問題につきまして、また発足したばかりの本巢市でございますが、中電さんとのダムの放水に対するアクションがこの本巢市にございましたか、これももう1点伺いたいと思います。

それから、もちろん災害が起きるとすれば、各上級官庁よりいろいろな通達はあるかと思いますが、今回根尾村のちょうど合流点のところに、国土交通省が昼夜を監視する光ケーブルによるCCテレビを取りつけまして、近く供用開始になるというお話でございますが、こういう問題等も大事なことで、中部電力との話し合いをしっかりとって、的確な御指示がいただけるような方法でお願いをしたいと思います。

こんなふうで私の質問は終わりたいと思います。

先ほども写真を回しましたが、これから水を流しますよと奥でダムの放送いたしますと、30分ぐらいで約50センチぐらいの水かさが一気に上がるということで、今まで2辺にわたり洪水が起きたということでございますので、これは因果関係を中電だけに求めるということも難しいかと思いますが、執行部といたしましては、どうかこういう点も把握いただいて、しっかりとした中電との話し合いを、市長さん、特にお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

総務部長答弁。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、宮脇議員の御質問にお答えをさせていただきます。

特に根尾村のことを申されたわけでございますけれども、根尾村は特殊な地域であるという中で、災害が起きたときになれた職員の的確な配置をとということでございます。この部分につきましては、当然こういう警戒態勢をとりますときには、まず総務の防災職員、それから建設の職員を充

てております。できる限り、そういう職員の配置を考えてまいりたいと考えておりますけれども、災害が予想される部分につきましてはそういうこともできるかと思いますが、突然に起きた災害につきましてはそういう配置もできません。そんな中で、できる限りの配置をするということで御理解をいただきたいと思います。

それと、中電につきましては、今後私どもとも十分、そういう災害に向けての協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（村瀬 治君）

20番 宮脇君よろしいですか。

20番（宮脇孝男君）

自席でお願いいたします。

大変幅広い災害と申しますか、幅広い域に達するわけでございますので、どうか職員の方も全英知を絞ってでも、災害を防ぐことを第1点に置いて、ひとつお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

続きまして、21番 小澤菊治郎君の発言を許します。

21番（小澤菊治郎君）

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まずは、新市長当選され、まことにおめでとうございます。新市が誕生して間もなく、厳しい財政の中、また全市を把握できないうちに大変なる御苦労だと思っておりますが、頑張っていたいただきたいと思います。

先般、所信表明がなされ、幅広い分野にわたり表明され、感銘いたしておるところでございます。

4町村にわたり、合併協で千何百項目にわたり審議・検討された項目を、あくまでも堅持していただくことをお願いするものであります。

完璧にすり合わせのできた新市におけるの検討項目の一つに、庁舎の建設計画がございますが、まず岐阜県の現在の状況を見るとき、県債発行残高1兆2,000億円となっております。景気の低迷により、一般からの税の落ち込み、また知事就任後、公共の恩恵を受けたのはほんのしばらくで、交付税を当てにした甘えの構造もあったと執行部は振り返っております。

また、県議会最大派県政自民クラブ代表の一般質問で、箱物行政が目立つと県政を批判し、波紋が広がっていることが新聞紙上に掲載されておりましたが、新市においても、現在の厳しい状況により、庁舎の建設は膨大な予算が想像されますが、今後の市長の方針を求めます。

続きまして、環境保護についてお尋ねをいたします。

地球環境により温暖化対策が上げられておりますが、日本国内の電力は火力が中心であります。石油に頼らないエネルギーを賄おうという動きが日本全国に広がりつつあります。環境に優しい風力発電がその一つであります。

また、広大な森林を持つ本巢市においては、森林保全整備を行うに温暖化防止、水資源の確保、また治山治水の重要な役割を果たしております。終戦後、高度成長が進むにつれ、山の価値が出てきて、一般住民、また国の公団公社も植林が大いに進められ、その後、外材が輸入され、パブルが崩壊したことから、今日では木材の下落が続き、放置された森林が多く、台風による災害、また雪エィによる被害が多く、今後の対策としては間伐が最大の要因であります。その間伐材を利用していただくには、環境に優しい木質バイオマス発電により有効利用ができ、山林で働く雇用の場にも大きくつながると思います。

全国で珍しい次世代エネルギーとして注目されている木質バイオマス発電所が、森林資源活用センターが3月2日、加茂郡白川町で完成式が行われ、自然環境の整っている根尾でも、二酸化炭素を周囲の森林が吸収し、環境に優しい温暖化防止にも有効利用ができるわけであります。

総事業費は約5億6,000万で建設され、国・県・町の助成を受けております。最大発電量は600キロワットで、消費電力はほぼ100%で、総発電量の約4割を電力会社に売るという環境の優しい発電所、また環境保護につながるこの施設を御検討願いたいと存ずるわけでございます。市長にお伺いをいたします。

次に、年々高齢化が進む今日、旧根尾では15%が老人が住み、国の施策の介護保険制度の仕組みが老人の方々に十分話が行き渡っているか。介護保険制度の特徴や現場などの説明、または保険料の一定期間以上滞納している利用者負担が引き上げられるなど、仕組みが十分に御理解できているのか。広報で紹介するだけでなく、お年寄りには読まない人が多いと思います。知識を十分知っていただくには、講習会などを設けて説明をする必要があるかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

これはまことに申しわけないんですが、最初の方には環境福祉部長としておりましたけど、まことに申しわけございません、健康福祉部長でお願いします。

続きまして、樽見鉄道についてお伺いいたします。

一般の市長所信表明演説で、樽見鉄道存続の所信を傾聴いたしておりますと、市長の申されとありであります。

市民の足、高校生の足、老人の足、また1年間で一番利用の多い4月の淡墨桜の時期の客の輸送、温泉の客利用を図り、根尾としては将来100万人観光を目指して樽見鉄道の存続の努力をしたわけでございます。

残念ながら、昨年の決算では過去最悪の1億2,400万の赤字を記録した。今年の1月、根尾独自による借金の返済に協力し、いかに根尾自体が存続を願っているかが十分に御理解いただけていると思います。

2月20日の新聞によれば、住友セメントは鉄道を2005年度末で打ち切ると掲載されておりました。また、県は、新年度から赤字経営に陥っている県内の第三セクター鉄道の抜本改革に乗り出し、将来計画に妥当と認めた場合のみ補助をすると申しておりますが、厳しい段階に来ております。今後、国・県に頼るところはお願いせねばなりません、できることなら県に甘えは避け、自

治体独自で運用方法の解決をするのが不可欠と考えます。市長の御見解を求めます。以上。

議長（村瀬 治君）

新市に対し今後の方針について、木質バイオマス発電所の設置について、樽見鉄道存続について市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

小澤議員の御質問につきまして、お答えを申し上げます。

初めに、新市の市長の姿勢に対してでございますが、合併協議会で、合意に至った事項を堅持すべきと、こういうことの御質問でございます。これにつきましては、所信表明でも申し上げましたとおり、基本的に尊重してまいるべきものと考えておりまして、そういう姿勢であります。

本市には市庁舎を建設するまでに至っておりませんので、現在は分庁舎で行っておりまして、議員の皆様方にも、それぞれの庁舎へ出向いていただいて委員会を開催していただくなど、大変御不便をかけております。そうした中でも、市民へのサービスが低下しないように、それぞれ調整課におきまして対応させていただいております。今のところ比較的順調に進めさせていただいております。こういう姿勢でまいらないかと、このように思っているわけございまして、新庁舎の建設につきましては、合併協議会の協議におきまして、新市において検討すると、このように調整はなされておりますが、議員おっしゃいますように、大変財政が非常に厳しいときでございますので、現時点では建設については考えておりません。御理解を賜りたいと思います。

それから二つ目の、木質バイオマス発電の設置についてでございます。

岐阜県は木の国、山の国と言われておりまして、全国でも2番目に森林率の高い県でございます。高知県に次いで82%の森林があるわけでございますが、本市はさらに4ポイント高い、86%の森林を抱えるという次第になったでございます。森林の持つ機能は、炭酸ガスを酸素にかえるとか、あるいは水源涵養とか、観光、保養の地にもなるわけでございますし、私どもの特に21世紀は環境の時代と言われておりまして、大変な重要な自然資源でございます。これを守ることも大切でございますし、またここに付随する諸資源を活用していくということも大事なことでございまして、議員御指摘のバイオマス発電等につきましては、大変有効な手段ではあるかと思っております。

これにつきましては、御発言にございましたように、白川町で行われておりますが、この白川町のは民間で行われておりまして、東濃松製品流通協同組合が事業主体となって、補助を受けられて対応されてまいっております。間伐材とかおがくずを使って発電をしていくと、こういうことでございます。

この地域は東濃松の産地でございまして、産出量も多いですし、製材所もたくさんありまして、そのための製材のくずとか、おがくずもたくさん出ております。そういう産業の多いところであるということでございますが、本市の場合には、あそこと比べてみますと、そういった面ではかなり違うんじゃないかという気もします。そういったこともございますので、御発言の趣旨を踏まえながら、県の関係機関、あるいは地元の森林組合とか、あるいは製材関係の皆様方、そういった方々とも十分協議しながら、こうしたものが取り入れられるものかどうかということについて研究をし

てまいりたいと、このように思っている次第でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、樽見鉄道の存続についてでございますが、樽見鉄道につきましては、御発言にございましたように、大阪住友セメントが17年度でセメント輸送を取りやめたいというふうなことでございまして、さらに経営環境は厳しくなってくると、このように思っております。

樽見鉄道の15年度の経常損益を見てみますと、旅客人員が前年と比較してみましてややふえておりますが、それでも7,400万円ぐらいの赤字になりそうだと、このように聞いているところでございます。

県内の第三セクター鉄道の経営状況もおのこの厳しいわけございまして、3月13日には長良川鉄道の経営状況が新聞で発表されておりました。ここにおきましては、15年度の営業収支として約1億9,000万円の赤字が見込まれると。これは最も災害がありまして、そのための支出もあったということでございますが、いずれにいたしましても大きい赤字が出てございまして、この赤字は沿線自治体4市1町で負担すると、このように報道もされておりました。そういったことも参酌していかなければならないと思うわけでございます。

所信表明でも述べさせていただいたところでございますが、市内を縦断する樽見鉄道は市民の通学・通勤の足として大変重要なものでございまして、また先ほど御発言がありましたように、淡墨桜とか根尾谷断層、あるいは温泉への本市の観光地へのアクセスということでも重要な鉄道であるということでございます。地域によってこのことに対する温度差はあるわけでございますが、議会議員の皆様初め市民の方々、あるいは利用者の方々の御理解をいただきながら、第三者機関による経営診断の結果を踏まえつつ、存続を前提にしながら、大垣市を中心に沿線自治体協調のもとに進めるべきものと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

次に、高齢者による介護保険制度について、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長（中村 節君）

高齢者による介護保険制度の仕組みについての御質問にお答えをいたします。

介護保険制度について仕組みが、老人の方々に十分行き渡っているかということでございますが、平成12年4月より介護保険制度がスタートいたしまして、はや4年が経過いたしました。当初は、各市町村の窓口や各地域に出向き、介護保険制度の周知徹底を図ってまいりました。介護保険料納入通知書の中に介護保険制度の仕組みを記載をしており、手持ちに持ってまいりましたが、これが介護保険の納入通知書の写しでございます。その中の裏側に介護保険制度の仕組みが載っております。今では、高齢化の窓口、並びに在宅介護支援センターにおいて、職員が制度の仕組み、利用方法をパンフレットによって御説明を申しております。本巣広域連合介護保険課におきましても、15年度実績といたしまして、6回の介護保険講座を地域において実施されたと聞いております。ちなみに旧の真正町におきましては、老人クラブに250名の出席を得まして、介護保険につきまして御説明を申しております。

また、スタート当初見込んでおりました本巣広域連合介護保険事業費の総額は23億9,920万円で

ございました。本巢市の12年10月の要介護認定者数は 670人でございます。15年度本巢広域連合介護保険特別総額は31億 8,513万 9,000円となっております。本巢市の15年10月の要介護認定者数は 845人でございます。それぞれ比較しますと、金額では約 133%、人数につきましては 126%となっております。このようなことから、当制度の仕組みにつきましては、地域の方々に十分御理解を得ているものと認識しております。

また、保険料が一定期間以上滞納していると、利用者負担が引かれるなどの仕組みは十分理解されているかということでございますが、この保険料の賦課事務につきましては、本巢広域連合で行っております。この賦課事務の流れといたしましては、まず介護保険料納入通知書の発送から始まり、未納者に対しましては督促状の送付、4回の催告状の送付、不納欠損処理通知書の送付としております。

納付通知書の中に、本巢郡の介護保険料という文書がございます。その中にも、1年以上滞納すると、1年6カ月以上滞納すると、2年以上滞納すると、こういう記事が載っております。また、催告状並びにそういうものにつきましては、こういうパンフレットの中に入れてございます。そんなことを踏まえまして、私どもは職員が直接出向いたり、または電話による納付の勧奨を行っております。未納者が出ないように努めてまいりまして、保険料を一定期間以上滞納していると利用者負担が引き上げられるなどの仕組みは十分御理解を得ていると思っております。

しかしながら、今ミニ講座を開いたり、滞納者の訪問を行ったりしまして説明してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

〔21番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

21番 小澤君。

21番（小澤菊治郎君）

自席でお願いいたします。

先ほど市長からの、今後の建設に対する御説明がございましたが、いずれにいたしましても、旧根尾村におきましても、やはり箱物行政は続くことから、首長の首も切りかえられた経緯もございます。どうか今後、慎重に慎重を重ねて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それから2点目のバイオマスにつきましては、やはり環境保全によってきれいな水を南部の方に飲んでいただくと、それからきれいな空気を吸っていただく。温暖化が高くなれば、集中豪雨が発生しやすくなります。中国や北朝鮮においては大きな災害が出ております。このような災害を防ぐには、やはり山林の保全が大事ではないかと、こう思うわけでございます。

これは質問の以外でございますけれども、旧根尾村におきまして、村有林が 245町歩ございます。市長さんもこれは全然見てないと思うんですけど、お暇がございましたら、この森林を地下たびでも履いてずうっと見ていただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

それから、老人に対する件につきましては、大変細部にわたって御説明いただきまして、まことにありがとうございました。

それから、樽見鉄道につきましてもう一度伺いますけれども、もしや自治体で運用が難しいということになった場合は、どのような方法を考えておられるか。例えば本巢からコミュニティーバスを延長するとか、まだバス運行となりますと膨大な予算が必要となりますが、こういった点については今現在は考えておられませんか、お伺いをいたします。

議長（村瀬 治君）

市長。

市長（内藤正行君）

御質問の趣旨は、その先の先の感じでございますが、これはまずは自治体がこれだけ関与させていただいてきておりますので、そこを中心にして、とにかく存続を前提に考えていくべきだと、こういうことを申し上げているわけでございますが、その上でどうしても困難という場合には、当然代替えの交通機関を考えていかないかと。これは当然そういうふうに思っているわけですし、道路を活用するということになれば、バス等の運行を進めていくということでございますが、それはまたその段階で考えていくべきものと考えております。いずれにしましても、市民の足の確保は常に必要でございますので、そういう姿勢で対応していかないかと、このように思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

〔21番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

21番 小澤君。

21番（小澤菊治郎君）

ありがとうございました。これで終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、6番 道下和茂君の発言を許します。

6番（道下和茂君）

ただいま議長のを許しを得ましたので、現在根尾地域にあります、市より指定されました指定管理者による管理がなされている施設が5施設あるわけでございますけど、その中の財団法人NEO桜交流ランドの寄附行為についてお尋ねをいたします。

住民の健康増進と観光事業の進行を図るとともに、魅力あるふるさとを創出するため、平成7年度にオープンしたうすずみ温泉を主体とするNEO桜交流ランド施設、都市と山村との交流を促進し、魅力あるふるさとを創出するとともに、農林業の育成を初めとする産業の振興を図るため、平成11年度にオープンをいたしました、キャンプ場を主体とした根尾キャンピングパーク施設は、それぞれ財団法人NEO桜交流ランド、また財団法人NEOふるさと財団を指定管理団体として、市より管理委託の運営がなされておるわけでございますが、日本経済はIT産業、自動車関係の輸出を中心に上向き傾向にあるとはいえ、消費者指数の伸びは非常に鈍く、まだまだ地方では景気の上

向き傾向の気配さえ感じない経済状況であります。

企業では、この不景気にそれぞれが存続をかけ、企業努力を重ね、激しい競争がなされておるわけですが、また自治体、観光地におきましては、官民が一体となったそれぞれの地域の特色を生かしながら、交流人口拡大、また観光客誘致にさまざまな具体策を考え、財団法人の持つ使命、また目的を十分発揮し、立派な事業運営用をしている施設もあると聞いております。

キャンプパーク施設の管理を行っております財団法人NEOふるさと財団につきましては、管理運営、地域対策、また雇用対策等につきまして、所期の目的が私は順調に行われていると思います。

しかし、温泉施設を主体といたしましたNEO桜交流ランドにおきましては、平成7年度のオープンから平成11年度までの来場者数が、年間約17万3,000人台で推移をしてみましたが、その後、年間1万人ずつ減少し、ほかに類似施設もできたことの影響もあるかと思いますが、14年度におきましては約13万9,000人と、11年度に比較をいたしますと3万4,000人の来場者数が減少をいたしております。また、売上金額におきまして申しますと、ピーク時と14年度を比較いたしますと、約1億数千万円の売上げの減少を見ております。

財団法人では、その設立目的を考慮しますと、その施設単体だけの利益収入だけでなく、本来の目的から外れていくのではないかと私は考えているわけでございます。そういうことになると、その地域全体に及ぼす経済相乗効果も視野に入れた法人である必要があるのではないかと考えるわけでございます。

サービス産業は一度お客が離れていきますと、もとに戻すには長い時間を要するものでございますが、特に入湯施設等はリピーターのつなぎとめが非常に大切なことではないかと思ひ、またリピーターの口コミによりまして、施設のよしがどんどん広がっていくわけでございます。

NEO桜交流ランドの寄附行為におきましては、いわゆる寄附行為とは会社で申します定款でございますが、法人の設立の目的としまして、立派に寄附行為の中に立派な文面がうたわれておるわけでございます。観光の拠点として、通年性の観光目指し、また施設の観光に関する諸事業を推進すると、いろんな立派な文句がうたわれているわけでございますけど、これらの事業目的、また設立目的をとりまして、文章には大変立派なことを書いてあるわけでございます。しかし、旧根尾村におきましては、NEO桜交流ランドに多額な資金を投入し、桜の季節だけではなくて100万人交流人口を目指した観光客の誘致拡大を図る通年型の施設は、この設立当初におきましては、非常に根尾地域の住民の方々にも雇用の場と観光客誘致に大きく貢献をいたし、住民に大きな夢と希望を与えたものでございます。

ところが、平成12年ごろになりますと、今まで順調な推移を見せ、村内外から連日お客が来館し、開館当初、また9年、10年ごろにおきますと、来館したお客が一時時間待ちまでし、入湯する状態で、本当に活気が満ちておりました。

しかし、特に14年度の後半からでございますが、来場客の減少は大きなものがあります。

理事長、理事会、従業員も一生懸命私は頑張っておると考えますので、個々の運営方針を取り上

げるならば、幾つかの問題点はあると思いますが、今ここで申し上げる権限もございませんので、この個々の点につきましては控えさせていただきます。

また、市長におかれましても、所信表明で観光事業を充実し活用して、観光産業の活性化を図り、観光客の誘致を積極的に行ってまいりたいと、こうも述べられております。そういう所信表明をお聞きいたしまして、大いに期待を寄せるところであります。

そこで質問の1点目でございますが、本巢市も発足し、旧3町1村それぞれが大きな枠組みの中で、特色を生かした活力と安定した生活のできる地域づくりが求められておると思います。

根尾地域におきましては、市の観光地域とし、関連産業に大きな活路を求めていく必要があるかと思えます。その一翼を担ううすずみ温泉を、いま一度、多面的な面からの英知をいただき、また必要な事項の審議、助言を求める必要があり、財団がつくられました年度による寄附行為における組織内容の違いの評議員及び評議員会制度を、財団法人NEO桜交流ランドの寄附行為に設けるよう条項の追加変更を指導し、助言をいたしまして、変更が早急にできないものなのか、お尋ねをいたします。以上でございます。

議長（村瀬 治君）

財団法人NEO桜交流ランドの評議員制度について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、6番 道下議員の質問にお答えをいたします。

ただいま御質問がございましたように、公の施設の管理運営を財団法人に代行しておってもらいまして、先日も文化観光特別委員会で当館等を視察させていただきました。支配人さんからの御説明で、ただいま御指摘がございましたように、大変厳しい経営状況にあるということを実感してまいりました。

御質問の、合併後の本巢市には、財団法人で経営している施設が3施設あるということございまして、まずNEO交流ランド、うすずみ温泉等でございます。2にはNOEふるさと財団、これにつきましてはNEOキャンプパーク、それから三つ目に財団法人織部の里もとすがございます。

これで財団の寄附行為を見ますと、議員の御指摘のとおり、NEO桜交流ランドの寄附行為には、評議員の設置がありません。このことにつきまして県の所管に尋ねたところ、財団は知事認可の公益法人で、設立認可に当たって寄附行為に評議員の設置の条項を取り込むことは、任意規定にあっては必須要件ではないというふうでございます。この評議員会の役目は、理事会、理事長の諮問に応じ、必要事項を審議し、また助言するために設置し、財団の事業運営に当たって、本来の目的を離脱していないかと等々を見守る機関であります。このため、評議員会の設置については、法律上の根拠がないものの、設けた方が望ましいというふうに思っております。

いずれにしてもましても、寄附行為の変更には、財団理事会の議決、主務官庁であり、いずれも、いわゆる県知事の認可が必要であります。

今後、このことにつきまして指導・助言していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（村瀬 治君）

6 番 道下君。

6 番（道下和茂君）

ただいま産業部長より、財団の方へ指導・助言してまいりますという答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

御存じのように、根尾地域にはいろいろな伝統文化、またきれいな清流と、きれいな空気にはぐくまれました料理の素材、また伝統的な郷土料理、都会では味わえない料理も数多く提供することが可能かと考えております。

また、名勝史跡、伝統文化財、観光スポット等、数多くの資源を有効活用することにより、その地域の先ほども申しましたように、経済相乗効果の大きなものが得られると私は思っているわけでございます。どうもその点が、現在、NEO桜交流ランドにおきましては、運営方針が少し横道にそれているような気もいたします。私の考えでございますが、そういう点も、先ほど法的な根拠はないと申されましたが、できるだけ指導助言を財団の方にさせていただきまして、私はできることあるならば、役員会におきまして今期の決算報告が報告がされるころまでには、そのような寄附行為をNEO桜交流ランドの寄附行為の中に組み入れて条文化していただくように、ひとつお願ひをするものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

そういう形で部長さん、何とか今期の決算が役員会で報告されるころまでには、何とかやるような指導・助言も含めて、お願ひをしたいものでありますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長答弁。

産業建設部長（服部次男君）

ただいま道下議員からの再質問にございました、時期についても、早急に担当課とも協議しながら、対応するよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

6 番（道下和茂君）

ありがとうございました。私の質問は終わらせていただきます。

議長（村瀬 治君）

ここで暫時休憩をいたします。

10時30分から再開をしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時30分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして29番 竹中光夫君の発言を許します。

29番（竹中光夫君）

議長のお許しを得ましたので、通告してあります一般質問をさせていただきます。

当市の16年度地方税はどれだけになっているかについてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、昨日、大西議員が同様な質問をされており、幾らか重複するかもしれませんが、私の観点から質問させていただきます。

去る2月22日の日本経済新聞の社説に、交付税についてこんな記事があります。見出しは、「住民力を高め、小さな自治体を目指せ」となっております。そして、書き出しはこのように書かれています。多くの自治体が2004年度の予算編成中に生じた多額の財源不足に悲鳴を上げている。国が、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税を、前年度に比べ一気に12%削減したのが原因だ。前年度までは増加が続いていたから、急ブレーキがかかったようなものだ。おまけに地方が確かな情報を得たのは年末ぎりぎりだから、一層国に対する不満は強いとなっております。それからいろいろ書かれておりますが、あとは省略しまして、そこでお伺いしたいと思います。

全国の市町村に交付される交付税は、臨時財政対策債を含め12%の減少となっているとされているが、当市の交付税についてお伺いしたいと思います。

まず1番目に、当市においても全国レベル同様、12%程度の減少になったのか、減少額及び減少率はどれほどか、臨時財政対策債を含めて回答をお願いしたいと思います。

2番目に、この減額は当市においてどのような項目について減ったのか、特に目立ったものは何か、具体的に聞かせてください。

3番目に、過去、今までに起債された地方債の多くが、償還金を交付税算入されるということで起債されているが、その償還金も含めて減額されているのか、それとも償還金は別枠として、その他のもので減額されているのかお伺いします。

四つ目に、これからの予算編成に当たり、今回の交付税減額により削減せざるを得ない歳出項目があるのかないか、お伺いしたいと思います。

最後に、16年度予算編成に当たり、この減額された交付税のもとで、どんな対策を予定されているのか、具体的な方策をお伺いしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

当市の平成16年度地方交付税について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは竹中議員の、16年度の地方交付税についての御質問にお答えをさせていただきます。

5点御質問がございますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、減額見込み額及び減少率についてであります。

地方財政計画では、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、先ほど議員が申されたように12.0%

の減となっておりますが、本市の場合に置きかえてみまして、平成16年度につきましては、きのう市長から報告がありましたように、地方交付税につきましては約1億7,000万の減額ということでございますし、また2点目でも申し上げますけれども、臨時財政対策債が約3億3,000万の減ということで、約5億円で、割合といたしましては13.9%の減となる見込みでございます。これが第1点目でございます。

それから第2点目の、こんだけ大きくなる主な原因についてという御質問でございますけれども、最も大きなものは、先ほど申し上げましたように臨時財政対策債、従来は交付税が減った分は対策債の方に振りかえるられるというものであったわけでございますけれども、この額が地財計画表を見ますと前年対比26%の減となっております。これで、先ほど申し上げたような3億3,000万円の減額となる見込みになっております。

次に大きなものは、やはり基準財政需要額の投資的経費におきますところの単位費用、それぞれあるわけでございますけれども、これの減に伴うというものがあります。これが25.5%、じゃ単位費用で何が特別大きいかといいますと、例えば1点挙げますと道路橋梁費、こういうものにつきましては15年度の単位費用、これは面積で申し上げますと1,000平米当たりですけれども、15年度は11万1,000円でありました。これが今年度は、10万2,000円ということで9,000円の減となっております。それから延長、これはキロ当たりでございますけれども、53万6,000円でありました。これが38万円ということで、マイナスの13万6,000円というふうに、この単位費用の額が大きく減ということで、このような減額となるということになってきたわけでございます。

次に3点目の、公債費に対する交付税算入についてであります。当然こういうものも見直しができるのかと心配されておられるわけですが、公債費につきましては、その年度における元利償還金やら起債の許可額に対しまして算入をされるということになっておりまして、それぞれ記載の種類によって異なるわけでございますけれども、その算入につきましては、ルール上に定められたものでありまして、償還に対する交付税算入については基本的に保障がされるということになっております。その中で申し上げますと、特に過疎債というものについては、交付税算入が70%とか、地総債、そういうものにつきましては、これは財政力指数によって変わるわけでございますけれども、30%から55%ぐらいまで部分で算入がされるということで、当然にしてこの部分につきましては市の財政力が上がってきております。0.6幾つになっておりますから、少しこの部分でも少なくなるかなというのが懸念されるわけではありますけれども、基本的には保障がされるということでございます。

次に4点目、5点目をあわせましてでございますけれども、特に今後の予算編成上、交付税の減額により削減をせざるを得ないような歳出項目、また5点目で予算上における方針ということでございますけれども、さきに申しましたように、臨時対策債を含めた交付税の減額に対する本市の影響は、今申し上げましたとおりありますので、やはりこれからは国及び減の合併に対する支援策、特にここで申し上げますと、県から合併支援交付金が5年間で約7億、見込めるわけでございます。それから国からですけれども、市町村合併補助金が4億5,000万ほど見込めると。期間的に

は合併支援交付金につきましては5年間のうちにということでございます。それから、国の市町村合併補助金につきましては、3年ということになるわけでございますけれども、こういうものを最大限に活用すると。そして、財源の確保に努めてまいるといふふうに考えるわけでございます。

また、16年度、やはり削減をせざるを得ない項目ということでございますけれども、やはり経常的な経費をまずは抑制をしていくということを考えますとともに、投資的経費においても本当に必要な事業、そういうものを選別しながら予算編成をしてみたいといふふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔29番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

ただいまの回答を聞きますと、当市における交付税の減少額は13.9%と、全国レベルの12%に比較し若干多いような気がします。どうして当市が13.9%と大幅になったかについてお伺いしたいと思います。

二つ目に、その減少率は、地方債償還金を除きますと、実質的な支出可能残高でとらえますと、もっと大幅な減少になってくるんじゃないかと思うんですね。当市が支出可能な歳出額というのは、地方債の返済額を別途に置きかえると、余計大幅な減少になってくると思います。そして借入れの多い市町村ほど、将来の交付税が削減されるという可能性がこれからは出てくるんじゃないかと思いますが、その辺について私の考えが間違いないかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長答弁。

総務部長（溝口義弘君）

竹中議員の御質問にお答えをさせていただきますが、まずなぜこの交付税が国の基準よりも本市が少なくなったかということでございますね。それにつきましては、当然人口の規模とか、先ほども申し上げましたように、それぞれの単位費用の中に計算上におけます数値的なもの、この市が持っている独特のものがございます。それを国の方は平均して出しておりますから、そうした中で、当然その部分で数値的に低いものについては市としてもその部分は下がってくるということで御理解をいただきたいというふうに思います。これは平均でありますから、多いところもありますし、少ないところもあると。多く削減されるところもあるということですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、地方債が多いところについては、地方債を外したときには、要するに交付税はもっと削減されているのではないかなという御質問かと思っておりますけれども、これにつきましても、やはり当然にして起債を持っていれば、あれですけども今回、こういう有利な起債を持つことによって交付税に算入されるという部分がございますから、一概にはそういうことにはなっていないかなというふうに考えます。

それから最後の1点でございますけれども、ちょっと内容が理解できなかったんですけれども、どういふことでしょうか。

〔29番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

じゃあもう一度言います。

今の話で、地方債を外したときには、削減割合がうんと高くなることを前提にしてですけれども、借り入れの多い市町村ほど、将来、実際に自分たちが使えるという歳出は当然に少なくなってくるんじゃないかということ懸念しているんですけど、いかがですか。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。当然にして公債費がふえてきますから、要するにそれだけの投資的経費は少なくなってくると思います。

29番（竹中光夫君）

最後の質問の、16年度予算編成に当たりということで、再度質問させていただきます。

再度同じ日経新聞でございますけれども、これは3月8日の日経新聞にこんなことが書かれています。

「なりふり構わぬ予算編成」として、「市町村四苦八苦」となっております。その中に千葉県の我孫子市の例ですが、人件費をできるだけ抑えるために税収に連動させることを提案しているということで、市税の50%程度に抑えられることを目標としているとされています。

また、北海道の北見市では、労働組合が異例の賃下げを市当局に逆提案し、4月から実施する予定だと書かれております。

また、日本海に面した島根県の江津市役所にはけちけち憲法と呼ばれるルールがあり、経費、コピー紙の裏も使うとか、夏は冷房をできるだけ抑えるためにネクタイをしないとか、いろんなけちけち憲法というものをつくって予算削減に走っております。すぐ近くの四日市市においては、総額管理枠配分方式ということで予算編成を地方がとられておるということで、詳しいことは置いておいて、この総額管理枠配分方式により、まあまあ順調に組めましたとなっております。

当市においても、今部長から説明があった程度ではなしに、具体的に財政削減政策を立てる必要があるのではないかと思います。

今後の財政収入の減少を見越して、もっともっと厳しい態度で予算編成をされると考えますが、16年度予算編成に当たり、市長のお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

いま一つ、市長にお伺いしたいと思います。市長の所信表明の中に合併特例債を充当し、最大限に活用していきたいとありますが、先ほども私が質問したように、借入金が多ければ多いほど将来不安を残すんじゃないかなと思います。借り入れは最大限に利用するのではなく、将来の財政負担をできるだけ軽くするために、借り入れは必要最低限に、とどめおくべきではないかと考えます。

が、いかがでしょうかお伺いいたします。

議長（村瀬 治君）

市長。

市長（内藤正行君）

16年度の予算編成につきましての御質問でございますが、これにつきましては、取り巻く財政環境が、先ほどから御議論いただいておりますように、大変厳しいわけですし、これは本市のみならず全国的に同じような状況にあるわけでございます。三位一体改革の影響等も出てきているということでございます。

それぞれ地方自治体も創意工夫しながら、この厳しい財政難を克服しつつ、予算編成をしてまいりまして、本市としましては6月議会に提出させていただいておりますが、今御発言の新聞の報道、そういったことも十分参酌しながら、予算編成に努めてさせていただきたいと思う次第でございます。

したがって、その内容は厳しいものであるということでありまして、議員の皆様方に対しましても、そういった点で御理解をいただかなくてはいかん点が出てくるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

また、合併特別債につきましての質問でございますが、これは御存じのように5%を市費で持って、残りの9割について7割の交付税算入があるということで、比較的有利な起債であるということでございます。

そうした中で、単独で起債を充てますと大変厳しいわけでございますので、できるだけ、特にこの三つの重点施策を考えておりまして、周辺道路の整備とか、情報基盤の整備とか、あるいは交通機関の交通公共機関のネットワーク等を上げておりますが、いずれも補助金を有効に使っていけば、それだけ起債が借り入れも少なくて済みますし、起債の充当額が少なくなるわけでございますので、そうした形で有効に使っていくという意味を含めているわけでございます。

例えば100億の事業をやる場合に、50億を補助金、2分の1補助金がつくものでございましたら、起債は残りの2分の1に対しての充当というわけになるわけでございますので、そういった意味で起債額を減らしていくことができるということでございます。そういう意味での有効活用という意味で申し述べているところでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔29番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

平成バブルといいますか、さきのバブル時代には各企業とも銀行に踊らされて借金をしまくって、今大変苦労しているというのが現状であります。今、地方自治体は、臨時財政対策債とか合併特別債とかで大きな借金を抱えようとしております。将来に禍根を残さないために、借金はできるだけ少なくするべきだと考えます。よろしくお伺いしておきまして、質問を終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、45番 瀬古孝雄君の発言を許します。

45番（瀬古孝雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

商工会の補助金についてでございますけれども、本巢市の商工団体が組織されておる商工会がありますが、この団体は国・県より小規模事業経営支援費、また県より小規模事業者振興等事業費補助金が補助され、旧町により補助金が出されているわけですが、旧2町1村につきましては補助金要綱が整備されていないと聞いておりますが、国・県・町が補助金が出されている段階に対し、補助金要綱がないというのは理解できがたいというものであります。新市においては補助金要綱が作成されるのか質問いたします。よろしくお願いたします。

議長（村瀬 治君）

商工会補助金について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、45番 瀬古議員の質問にお答えいたします。

旧3町1村の商工会に対する町村補助金交付要綱は、各町村おのおので糸貫を除く真正、本巢、根尾は商工会運営に係る経費により、国・県補助金を除いた、いわゆる補助残を定額にいたしまして、補助してきた経緯がございます。

合併に当たりまして、この補助金の算定根拠を統一する必要が生じたので、補助額を定率で定めておりました旧糸貫の交付要綱を参考に調整を図りまして、本巢市補助金等交付要綱の中で整備をさせていただきました。その内容は、商工観光振興事業の商工会育成補助事業として、それぞれの補助対象経費に対しまして3分の1から3分の2の補助率を持って助成するものでありますので、御理解を願いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

〔45番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

45番 瀬古君。

45番（瀬古孝雄君）

今答弁のように、要綱はつくるといことを言われまして、要綱をつくることは大変簡単であるとは思いますが、要綱に従って補助金をこれから出していかれるわけですが、出した補助金が補助目的に沿った形で適正に運用されているかどうか、チェック体制は非常に必要だと思います。

最近、町商工会で補助金が必ずしも適正に運用されていないことが判明いたしまして、過去にさかのぼって、町に一部返還するというようなことが起きました。団体からは一応実績報告が提出されるわけですが、それだけでは補助金が適正に使われているかどうかということとはわかりません。こういうことを示したわけでございますが、こうした経緯から、補助金の使途については自主的にチェックができるような体制をつくっていく必要性を痛感しています。市として、どのように考えておられるか、伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（村瀬 治君）

産業建設部長答弁。

産業建設部長（服部次男君）

それではお答えします。

商工会の御説明をよくお伺いしまして、事業が完了した時点で、事業の趣旨に沿って適正に執行されるかどうかについて精査してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

45番（瀬古孝雄君）

終わります。

議長（村瀬 治君）

続きまして、46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

46番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります4点について質問をいたします。

第1点目の、樽見鉄道の存続についてという問題であります。この問題については、これまでも町議会においてたびたび質問をしてきました。そのときは、樽見鉄道の問題について、あるいは樽見鉄道の存続問題についてというようなテーマで質問いたしました。

今回は、樽見鉄道の存続についてという形で質問をさせていただきます。

というのは、糸貫町の12月の議会におきましてこの問題について質問したところ、当時の糸貫町長、現本巣市長の答弁は、精神として存続を前提に考えている。最大限の努力をして存続できるようにすべきだというふうに述べておられます。そういう意味で、どのように存続を図っていくかということが今焦点になっているだろうと。そういう意味でこういう形の質問にしたわけでありませう。

ただ、残念ながら、所信表明をお聞きしておりますと、存続を視野に入れてというトーンダウンが見られました。そういうことで今回質問に取り上げたわけでありませう。ただ、先ほどの小澤議員の質問に、存続を前提に進めていくという答弁をされたので、そのことを踏まえてひとつ見解をお伺いしたいと思います。

存続を前提にするということとは一体どういうことなのかということ、文字どおり存続のためにあらゆる努力をするということでありませうけれども、あくまでも樽見鉄道を守り、存続していくために、じゃあどういう手だてを講じたらいいのか、どういう方法があるのか、このことについて議会、あるいは住民と話し合い、そうした中で方向づけをしていくということがまず求められるわけでありませう。その際の参考になるのが、今経営診断を依頼している、その結果でもあろうと思ひますが、どういう結果が出ようと、存続を前提するということは、その結果を受けて、そういう中でもどういう形で守れるのか、そのためのあらゆる努力が求められるということでありませう。その点についての決意を改めてお伺いしたいというふうに思ひませう。

二つ目は、入札制度についてであります。

入札制度の改善ということが、今全国的に相当大きな課題になってきています。

今回取り上げております郵便入札についても、インターネットを見ておられますと、相当多くのところで郵便入札制度を試行、あるいは実際に運用し始めているところがふえてきています。どうしてこういう状況になってきたのか。例えば山口県の防府市のホームページを見ますと、この郵便入札制度について、ここは現在試行しているところでありますが、それに至った目的として簡単に、このように書いています。入札契約制度の透明性、公平性、競争性の一層の向上と、競争入札参加者の移動コストの削減や、事務の効率化を図るために導入したというふうに言っています。

実際にこうした郵便入札制度が取り入れられて、どういう結果を生んできたかということが、市の報告で明確にされたのが佐賀市であります。

佐賀市で契約検査課というのがありまして、そこが郵便入札についての報告書というのをしております。それを見ておられますと、郵便入札を採用した結果、入札価格が5.91%減少したという報告がなされております。もちろんこのことがすべての場合に当てはまるわけではありませんけれども、その5.91%ということはこの本巢市で考えてみた場合に、新市の建設計画で10年間の財政計画が出されています。その中の普通建設事業約 300億円です。それに5.91%を掛けますと17億 7,000万円になります。非常に乱暴な計算ではありますが、いずれにしても、佐賀市の例、あるいは他市の例を参考にしながら郵便入札制度を取り入れることによって、入札のあり方の抜本的な改革の方向へ向かっていくことができるのではないかというような気がしますし、さらにこれまでもたびたび言われております。経費の削減にも直接繋がっていくということが、十分考えられるのではないかというふうに思います。そういった意味で、これから新市になっていろんな事業が計画されていきますので、今の段階からこのことについての研究・検討を進めていくべきだというふうに考えまして、今回質問に取り上げたわけであります。

郵便入札のほかには、電子入札という方法もあります。そうしたことも含めて、ぜひ検討を進めてほしいというふうに思います。見解をお伺いいたします。

三つ目は、地域情報化推進事業についてであります。

これも所信表明の中で、新市の三つの最重点プロジェクトについて市長が述べられておりますが、この三つのネットワーク化については四、五年以内に実現したいと考えておると述べられております。この三つのネットワーク化の一つが、情報ネットワークであります。この情報ネットワーク化については、同時に検討委員会で十分に協議を行いながら決めていくというふうにも述べられております。そうすれば、特にこの情報ネットワークについては日進月歩の状態が続いているわけですから、これから検討委員会を立ち上げ、十分検討していくことを考えたときに、四、五年以内に実現するというのはちょっと論理矛盾があるのではないかというふうに思います。軽々に結論を出すべきではないというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

4番目ですが、地域審議会の構成についてであります。

根尾地域に地域審議会を設置するということについては合併協議会で合意がなされ、その構成については委員を12人以内とするというふうに決められています。その内訳は、公共的団体の役職

員、識見を有する者、そして公募により選任された者。公募により選任された人が4人以内というふうになっております。したがって、常識的に考えれば、全体が12人以内、公募が4人以内となれば、残りの8人が公共的団体の役職員、あるいは識見を要するものということになるわけでありませぬ。ごらんになった方も多いと思いますが、本巢市の広報を見ますと、本巢市根尾地域審議会委員募集という募集要項が載っています。これを見ますと、委員は12人というふうに明記をし、同時にこの公募による委員の募集人員は3人というふうになっています。明らかに合併協議会の協議事項と違うのではないかというふうに言わざるを得ません。合併協議会でこの問題が論議されるときに、私たちはなるべく一般の人の意見を取り入れる場にすべきだということで、公募の枠をふやすように主張し、合併協議会の中で最終的に4人以内という結論が出たわけでありませぬから、最低限そのぐらいは守ってほしい。どうして合併協議会でせっかく合意したことすら覆して、公募の枠、一般住民の参加の枠を狭めたのか。そのあたりの見解、そして今後の対応についてお伺いしたいというふうに思います。以上4点です。よろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

樽見鉄道の存続について、入札制度について、地域情報化推進事業について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員の質問につきましてお答えを申し上げます。

初めに樽見鉄道の存続の問題についてでございますが、小澤議員の質問にお答えいたしましたように、市内を縦断する樽見鉄道は、市民の通勤・通学の足として重要な公共交通機関であると、このように考えております。また、本市を全国にPRする上で、淡墨桜とか、根尾谷断層とか、あるいは温泉、こういった観光面での重要な足でもあるというふうに考えておるところでございます。したがって、樽見鉄道を存続を前提としながら、今月末の樽見鉄道の経営診断の結果を踏まえつつ、沿線自治体との協調体制で進めてまいりたいと考えております。

また、本市の議会におかれましては、幸いに地域交通検討特別委員会を設置していただきました。したがって、特別委員会におかれましても十分御協議いただき、議員の皆様方と一体となりまして対処してまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導、御協力を賜りますようお願いをいたします。

次に、入札制度についての御質問でございます。

現在、県内の状況を見ても、郵便入札、電子入札を実施している例はありませんで、新しい方策であると、このように認識しております。御指摘の郵便入札、あるいはインターネットを利用した地域限定型の電子入札を行いました場合、御発言にございましたように、入札率が下がって効果があるという情報も私どもも受けとめておりますが、一方では工事成績のよくない業者が入札に参加するなどの弊害も出ているということもございます。実施するとなりますと、こうした点を十分考えなきゃいかんと思ひますし、業者側の設備対応、特に電子入札の場合には、そういう設備が業者側にできているかといったことも十分踏まえながら。これは入札運営委員会を庁内に持つ

ておりますので、そこで研究・検討を十分してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域情報化推進事業につきましての御質問でございます。

近年の情報化の進展は非常に目覚ましいものがございまして、その技術を利用したさまざまなサービスが、民間のサービスのみならず、行政のサービスにも取り込まれようとしておりまして、そのニーズは高まっております。本市におきましても、住民からまた期待されているものと認識しているところでございます。

本市の情報化を進めていきます上で考慮しなければならない点が多くありますが、その一つは、既に市内において情報格差が起きているということでございます。市民の方のだけれども、地域間格差のない均一したインターネットの利用環境、防災・福祉などの分野における行政サービスができますよう、情報通信基盤の早期に着手していくということも大事ではないかと思っているところであります。

御指摘のとおり、情報化は日進月歩の分野でありまして、整備を始めた時点では最新でございしても、整備完了後には既に古い技術となっていることも間々あるわけでございます。そうした新しい技術も、一時的に流行するものなのか、永続的にその技術が取り入れられていくべきものなのか、こういったことの見きわめもやっぱりやって行かなきゃならんと思う次第でございます。

したがいまして、情報化推進事業を進めていくに当たりましては、専門家の知識や技術をお持ちの方の意見も十分聞きながら進めてまいりたいということで、検討委員会を立ち上げてまいりたいと、このように思っている次第でございます。

そうした検討委員会で十分検討していただきながら、情報化をもたらす恩恵を市民の皆さんに均等に受けられますよう、環境を整え、合併の効果を出していきたいと、このように思っております。かといって、ずっと技術の進歩待っておりますと、いつまでもできないということになりますので、その辺の見きわめは四、五年の間には行っていくべきにはないかと。また、手戻りになりませんように、基本を整えておきまして、それを基本に順次導入する分野をそれぞれ追加していけると、こういうのが一番いいと思いますので、そういったことはできないかということも十分踏まえていかなきゃならないと思います。例えば同報無線につきましても、旧本巢町、根尾村におきましては屋内で聞き取れるようになっておりますが、真正、糸貫地域におきましては屋外の放送になっております。こういったことを、この情報化によりまして、防災対策の面も考えまして、屋内で聞けるように全市していきたいと思っておりますけれども、そうした場合に、旧本巢、根尾地域で設置されている屋内の受信機が果たして使えるのかどうか、同じ形ですね。そうしたこと等々がありまして、十分問題の起こらないように、また手戻りのないように検討していかないと、このように思って、慎重にしながら、かつできるだけ早く取り組んでいかなきゃならん、こういう分野ではないかと思っておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

次に、地域審議会の構成について、根尾総合支庁長の答弁を求めます。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それでは地域審議会の構成について、鵜飼議員の質問にお答えいたします。

地域審議会の設置につきましては、平成14年12月26日開催の第11回合併協議会に提案され、審議会の設置期間、委員定数、委員の構成、最初の任期等についてさまざまな角度から討議され、平成15年3月19日開催の第17回合併協議会において、地域審議会の設置に関する協議として、根尾地域のみを設置することが確認されております。議員御質問の根尾地域審議会の構成についてであります。地域審議会の設置に関する協議では、審議会の委員の構成は、公共的団体の役職員、識見を有する者及び公募により選任された者4人以内の、計12人以内の委員をもって組織するとしていますが、今回は公募による委員は3人としました。現在、募集中の委員は平成18年3月31日をもって任期が切れますので、次回からは公募委員4人以内として進めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔46番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

46番 鵜飼議員。

46番（鵜飼静雄君）

まず1番目の樽見鉄道の問題であります。先ほど申し上げましたように、存続を視野にから存続を前提というふうには明確化されたことについては結構なんです。ただ、前提にするということはどういうことかということ先ほど簡単に申し上げましたけど、あらゆる存続のための方法を皆で検討しましょう。じゃあそれはどこで検討するかということになると、基本的には、私は本巢市だろうと思うんです。先ほど市長は、沿線の自治体と協議をしながらというように申されております。もちろん沿線全体で考えることでありますけれども、その中の主要な役割というのは、本巢市が持つべきではないかというふうに考えております。それは、本巢市の新市建設計画3本柱がありますけれども、そのすべてとは言いませんけれども、公共交通ネットワーク、そして情報ネットワーク、その二つには完全に樽見鉄道その存続がかかっているわけですね。よその自治体ではそれほど位置づけはなされていない。だから、新市建設計画のマスタープランに当たるんだということも所信表明でも言われている。それから考えれば、本巢市がどういう姿勢をとっていくかということが、ほかの沿線の自治体に対しても大きな意味を持ってくるだろうというふうに思います。

だから協議をされるにしても、じゃあ本巢市は存続のためにこうするんだという方針を確立することがまず大事だろうというふうに思います。そのために、議会でも特別委員会をつくっておりますけれども、そこで本当に議会あるいは市、さらに住民、利用者、そしていろんな人たちとの意見交換をしながら方向づけを進めていく、そのことが緊急に求められているのではないかとこのように思います。そのあたりについて、本巢市としてはどうなんだということをきちんと打ち出す必要があると、改めてそのあたりについてのお考えだけ、この件についてはお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

樽見鉄道は、大垣市を始発・終着にしまして、樽見までの区間を走っているわけでございます。その全線を走ってこそ、利用者の意義があるわけでございます。したがって、私は沿線自治体は同じ気持ちで対応していただけるように、そういうふうに話を持っていくべきではないかと、このように思いますし、やっぱり何としても大都市であります始発・終着の大垣市が中心駅ということでございますので、そういったところとの協体制度は当然とっていかないかと考えている次第でございます。当然、本巣市は本巣市としての考え方を持たなきゃいかんわけでございますので、先ほど後段で申しましたように、本市には幸い特別委員会もつくっていただきましたので、議員の皆様方と十分一体となって協議をさせていただきながら、議員の皆様の御指導、御協力をいただきながら、本市としての考え方を、そういう各自治体での協議等の場で発言できるように、体制を整えていくべきではないかということで、2段の形で申し上げた次第でございますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

〔46番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

くどくは申しませんが沿線との協議を、あるいは協調することを否定していることは全くないんですが、それを進めていく、あるいは同じ考えに立ってもらうためにも、本巣市の姿勢がかなめになってくるんだろうということを申し上げているわけです。そのあたりは、さらに今後、特別委員会等含めながら、私もメンバーですので、ぜひ協議をしていきたいというふうに思います。

2番目の入札の問題につきましては、あまりよくない業者が入り込む心配があるんじゃないかというのが、よその自治体で、例えば郵便入札を取り入れたらどうかという質問をすると、そういう答えが返ってくるんですね、結構よその自治体でも。これをするとたちのよくない、あるいは工事をきちんとやらない業者が入る危険性があるのではないかと。だから、なかなかできないんだという、よそでは返ってきています。それと比べれば大分前向きな答弁をいただいたと理解はしております。

佐賀市の報告を読んでおりますと、そういったことを踏まえながら、対応を相当研究され、その上でこの間の結果をまとめておられますね。そういったものもぜひ念頭に置きながら、さらに佐賀市以外でもそうした経験というのはいっぱい生まれてきておりますので、そういったものも参考にしながら、早急に検討を進めてほしいというふうに思います。

とりわけ6月議会になりますと、本予算になりますので、いろんな工事関係が出てくると思うので、そういった時期に向けて検討を進めてほしいということを申し上げておきます。

三つ目ですが、いろいろ御答弁いただきましたが、その中で、私がこういう答弁でいいなと思いましたが、時期の見きわめを四、五年のうちに行いたいというふうに言われました。それだけの

答弁であれば結構なんです。所信表明では四、五年のうちに実現というふうに言われているので、そうするとちょっとどうかなという気がするわけなんです。今からいろいろ検討会を立ち上げながら、四、五年のうちにどの時期がベストなのかということ、そこで結論づけてもらえればいいわけですね。

日進月歩ということについては、前、岩村と一緒に視察に行きました。そのときに、市長がその前年に見に行かれたんですね。そのときに話を聞いておきますと、1年前と、活動も雲泥の差だということも言われていたのが記憶に残っておりますけれども、そういうような状態なので、10年待てとは言いませんけれども、本当に実がベスト、あるいはどの段階がよりベターなのかと真剣に十分、検討しながら方向づけをしていくということで、その見きわめを四、五年以内につけたいという答弁だということで、理解をしておきます。それでよければ、これに対する答弁は結構です。

最後の問題につきましては、一言だけ申し上げておきます。

結論的には、18年の3月31日に任期が切れて、その次にはきちんと合併協議の決定に沿ってやっていくということですので、既に公募されてしまったものについてとやかく言うつもりは今回ありませんので、以後きちんとやってほしいということと、いろいろ決め方されたことをどうしても変える場合には、全体に諮ってやるべきだという仕組みをそれぞれがつくっていく必要があるだろうと。一部のところで勝手に変えるということだけはやめてほしいということだけは申し上げておきます。以上です。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

地域情報の問題でお答えをさせていただきたいと思いますが、これは日進月歩の分野でございますので、十分検討しながら進めていかなければならないわけですが、既に市内の行政機関には光ファイバーも敷設されておりますし、また最近では光ファイバーの末端につきましては、無線LANでつなぐことができるということになってまいっております、個々の家に引かなくても無線で飛ばせば全戸に通ずるというような技術もこれははっきりとしているわけでありまして、そういう基盤を使いながら、あと福祉対策なり、防災対策なりの分野を付加していくということもできるんじゃないかと、このように思っておりますので、その基盤になるものにつきましてまず考えていただきまして、それから発生したものを付加していくという形をとる方法もあるかと思っておりますので、そういったことにつきましては、場合によっては四、五年のうちに設置できるものもあるんじゃないか。特に基盤になるものが設置できるんじゃないかと、こういうこともありますので、見越してということで申しましたが、ある分野ではそういったことも取りかかっていくこともあり得ると。これは、ですから検討委員会で十分検討していただきながら、この検討委員会の中には、特別委員会をつくっていただいた方がいいのかなと思ったんですが、特別委員会が大変多くなりますので、これは大学の教授さんとか、それから民間の方でも、こういうIT関係で非常に造詣の深い方もいらっしゃると思いますので、そういう方とか議会議員の皆様、あるいは行政も入りまして、10名以内ぐらい

で設置させていただきたいなど、このように思っているんですが、その検討委員会で十分検討していただきながらすすめていただくということでございます。期限に対しまして、ただこだわることではなしに、そういったことも含めて、四、五年で完成するというわけにはいかない、このように思っているという点だけは御理解いただきたいと思えます。

議長（村瀬 治君）

続きまして、47番 川村高司君の発言を許します。

47番（川村高司君）

それではお尋ねをいたします。

昼からやるのかなと思って、お弁当のことを考えておったわけではありませんが、ちょうど時間をいただきました。時間もたっぷりあるようですので、時間の許す範囲でお尋ねをいたしたいと思います。

一つは、根尾川の土砂等の流出の収支調査についてということでお尋ねをいたします。

これは、以前にこの根尾川の川はすばらしいと。日本一の川だし、そこに住んでいる魚もすばらしい。その環境を守ってほしい、こういうことをお聞きして、私たち根尾川のほとりに住んでおりますし、四つの町が合併したこの本巢市の中心を流れている川だと。改めてその川の状況を見ようということで、ちょうど2月29日が解禁になりましたが、その昼前を使って東川の合流するあたりまで登って行きました。そのときに感じたことをまとめながら、1番と2番はお尋ねをいたす問題であります。

一つは、根尾川はかつて濃尾地震の影響から、山抜け八谷が1965年に崩壊をし、大量の土砂が流入をしており、系統的な調査が必要ではないかという点と、昨年の洪水で起こった問題について、土砂の掘り下げ等がされております。過去の本巢町の議会でもそうした一連の根尾川の問題に対する監視の施設をつくるべきだということで、建設省だけではなく、中部電力等も全部総合的に集約できるような監視の施設をつくっていくべきだ。あるいは我々は洪水時に備えてそういうものを持つべきではないかと、こういう質問をしてきた経緯があります。

改めて、その根尾川というのはどういう川なのかということで、ちょうど「天然ダムと災害」という本が出されております。建設省のその関係の方が大学院の研究論文も含めた形で書いておられる本がありましたので、「天然ダムと災害」という本です。非常に参考になる本だと思いますので、また時間があればお読みいただければと思うんですが、その中で、一体根尾川というのはどういう川なんだろうかということで、ちょうど資料に添付させていただきました濃尾地震のときの、いわゆる地震直後に小さな天然ダムができたという地図を張らせていただきました。これを見ますと、この金原から根尾村に至って八つほどの天然ダムができていたという地図であります。これはカラーですが、山崩れの箇所が非常に詳細ではないけれども書いてある。我々 100年たって忘れてしまっているが、最近そうした災害時に問題がある場所というのは、こうしたときに起こった土砂堆積や山崩れ、こういうものがと依然として残っている。いわゆる濃尾地震のつめ跡が 100年たった今日も生きているというようなことを実感したわけでありませう。

この本の中で指摘していることとして、いわゆる山体の崩壊モデル、これは私が勝手につくったんですが、こういう指摘があります。つまり、かたい岩石、特に石灰岩のところから雨水が浸透して、そして石灰岩は御存じのように雨水で解けます。ところが、解けない粘盤岩だとかそういうところで水が滞留をして、そしていわゆる岩石の滑り台のような状態になる。それが特に長年かかってこうした山体崩壊が起こるのではないかと、こういう指摘であります。

そういうことは、今我々が考えてみると、過去に1965年の八谷の山抜けだとか、あるいは倉見で抜けたり、あるいは最近でいうと日当で護岸の工事をしましたが、あれが直接関係あるかわかりませんが、やはり断層線に沿ってそういう地盤の劣化が起こっている。そういう地域ではないか。

そういうことで、根尾川のいろいろな洪水時の状況をずうっと見て回っていたわけですが、やはり総合的に根尾川の河川管理をしておく必要がある。1カ所を土砂を取れば次の箇所に影響が出てくる。当然、その流域断面がふえれば、そこでの水圧は大きくなるし、次のところも場所が被害を受けやすくなる。特に私が心配しているのは、地元だということもありますが、山口の堤防がそうした管理を怠れば、崩壊をする問題が常に隣り合わせにある。そういう点で、きちっとした河川管理をしておく必要がある。総合的な土砂の流れ、そういうものをつかんでおく必要があるのではないか、こういう質問であります。

もう一つは、川がきれいだ、汚いという話の中で、上大須ダムがいわゆる揚水発電で、水その夜の原子力発電の余った電気を使って揚げる。だから水が1カ所にとまって出ていかない。ところが、洪水時になるとそういうものを吐き出す。いわゆる滞留した水と細かい砂を含んだ泥が上大須ダムにたまっているのではないか。そういうものを洪水時に、水は天からの回り物だということで、お聞きすると降ったら降っただけ流すんだということで、ついでに流されると、下流はそうした細かい堆積土で埋まってしまう。だから、これは普通のダムのない河川とは違う問題を持っている。だからそういう点で、上大須ダムの堆積物については、きちっと常時除去していく必要があるのではないか。そのときにちょうど見かけたのは、カワウが来ておりました。これは谷汲の大橋の近くに五、六羽いましたけど、ほかのところにもいて、行ったら恥ずかしそうに水の中に潜っていきましたが、カワウが飛来して、話を聞くとどうも琵琶湖で竹生島にいたカワウが追い払われたか何かして各地に行き、そして来たんだと。ひょっとすると見張りかもしれない。いわゆる先行隊で根尾川に来たんだからもっと来るかもしれないと、そのような話がありますので、そういう点でもカワウの問題については、自然環境の一つとして考えていく必要がありますが、あまり大量に来ると漁業の問題等にも大きな影響があるので、そういう点でも調査をしていく必要があるのではないか。この2点については、こうした2月の29日に根尾川を走破したときに感じたことがありましたので、私なりに調べてお尋ねをさせていただいております。御答弁を賜りますようよろしくお願いいたします。

第3点目の問題で、本巢市史の編集と公文書館の設置についてお尋ねをいたします。

私どもの本巢地域は、議会史をつくって議員諸氏と力を合わせてつくって、そのときに資料を集めていて感じたことがあったので、その問題を考えながら3番目のお尋ねをさせていただきます。

す。

議会史をつくっていくときに、いろんな資料を集めました。そしたらまず1番目に本巢町史ができておりまして、その中にいろんな写真があったわけです。その写真が使えないなと思って調べてみたら、その写真がどこかへ行ってしまっている。当然、その資料提供した家に行っても、それは役場にあるはずだ。役場で調べてみても出てこない。そういうことで、かつて公に発刊した本巢町史の写真の資料も分散をしまっているというのを一つ感じました。それからその調査をしていく過程の中で、非常に重要な書類がこの本庁舎の農業集落センターの中のロッカーに眠っていた。だれも知らなかった。言ってみれば、ある程度重要な書類が、そういう形で所在もわからない状態で、やっぱり放置されていた。これも、この経過の中で問題だというふうに思いました。

それからもう一つは、私的な文書ではあるけれども、写真等について、実はある方にインタビューしたときがあったんですが、その後にお聞きしたら、もうなくなっていたというようなことがあった。そして、例えば県の広報なんかでいろいろ使われている本巢町、あるいは、これはほかの地域にも関係すると思うんですが、そういう資料はあいにくと手が足らなかったために入手できなかった。

そんなことをざっと、今のその本巢市の議会史を編集する中で感じたことをまとめてみると、やはり、そういう行為は日常的にやっておかないと、いざとなっても、なくなってしまっているものは取り返しがつかない。だから、そういう点での保存、あるいは収集活動をやる必要があるし、それとあわせて、本巢市になったわけですから、それぞれの4地域の町村史がありますが、それも25年たったということで古くなってきているのではないかと。たまたまこの本巢町史について附属につけておきましたが、青木重太郎家文書についてというものと、青木元昭家文書についてという資料をつけておきました。これはインターネットで調べたら、こういうのが岐阜県の歴史資料館にあるよということで、そのときまでには調べられなくて、先日行ってきました。青木重太郎家の文書というのは本巢町史の中では使われています。ところが、その前に付されております青木元昭家文書については、この文書の一番最後に書かれていますように、町史編集当時は未調査であったものと思われる。したがって、今後、この目録が関係者によって活用されることを期待すると。青木元昭家の一部分と思われる200点以上の文書が国立資料館に保存されていることを付記すると、こんなふうに書かれています。

考えてみますと、本巢町史の中には、青木元昭家の文書というのは当然使われていないし、現実にはこれが旧の本巢町の歴史の中では一つの重要な文書として残っているんだと。だとしたら、こういうものは地元の地域としてもコピーでもいいから見られるようにしておくべきではないかと、そんなことを思って、この3番目の提案をさせていただきました。

県の歴史資料館に行きましたら、非常に手狭になっていると。施設としては、そういう文書は可燃性のもので、燃えたときの消火施設。やっぱり水を使ったらだめになりますので、ガスを使って消火をするとか温度管理だとか、そういう施設ですので、そういうものもやはり地方にもあっていんじゃないか。地方は地方で集められるものを集めて、そういう上級の資料館に提供する

と。逆にそういうところに行った本巢町関係、あるいはその他の3地域の資料についても恒常的に集めておいて、将来の本巢史を編さんする場合の恒常的な活動として行うべきではないかと。こういう点で、3番目の質問をいたすものであります。御答弁をよろしくお願いいたします。

4番目の問題は、この市内の小・中学校の冷暖房の施設ということで、それぞれの学校で新設が計画をされておりますし、本巢地域でもそういう計画もあります。あわせて冷暖房の設置の方向性についてお尋ねをいたします。

第5番目のお尋ねは、今、住友大阪セメントで産業廃棄物の処理を恒常的にやっていく。そういうことで施設もつくられました。企業として、将来の21世紀のそういう部分を負担をしていくということについては、それなりの評価ができる問題ではありますが、ただ私は、こういう廃棄物については、持ち出さない、持ち込まない、こういう原則でやるべきだという点でいくと、本巢市の場合、持ち出しは少ないけれども、持ち込みは恒常的に年間何十万トンされるということが起こってくるわけです。

そういう点で資料でつけておきましたが、多治見市につきましては、愛岐処分場について廃棄物埋立税をやるんだということがある雑誌に載っておりましたので、その資料を添付いたしました。この多治見市の税制としては、そのお金を緑地整備事業、あるいは住宅の太陽光発電施設の設備補助金の交付等に使うんだというふうで、いわゆる循環可能なエネルギー転換をしていくと。単にその廃棄物を受けて、ごみの市だと言われるのも嫌だし、もっとこの21世紀の我々のエネルギー問題を考えていく上で、こういう多治見市が施策をとっていることについては、非常に将来の展望のある考えではないかと思って見ておりました。私どもも、他から持ち込まれる廃棄物に対しては相応の課税をして、そういうものを持続再生可能なエネルギー、例えば太陽光発電だとか、あるいは風力発電のための新しい本巢市のエネルギーの政策の一つの柱に据えていくべきではないかと、こういうことを思いまして、お尋ねをいたします。

第6番目は、高額療養費の受領委任払いについて、これから非常に高齢者の所得が限られてくるという中で、特に病気になったときに、財政的にも保障するという点でも、こうした制度を市としてどんなふうを考えておられるのか、お尋ねをいたします。

最後に、樽見鉄道株主の株主責任についてお尋ねをいたします。

さきの鵜飼議員の質問の中で、樽見鉄道の存続の問題がされました。基本は、その立場で、これから自治体としてお金を払うという場合に、それらの株主の逆にいえば、その持っている権利をその自治体の補助によってフォローすることになってしまう。それでは株主としての責任が果たせない。今いろいろマスコミ等で話を聞いたりするのは、そういう場合の株主の責任については減資する。株の権利を減らしていく、必要ならばゼロにしてしまうというような形での、いわゆる相殺処理がされています。これから樽見鉄道の存続に当たって、一番最初になるのはお金の問題であろうと思います。お金を自治体が払う場合に、その対極にある株主の株の債権、この問題についての逆担保をとっていく必要がある。つまり、必要ならばゼロにしてでも、その責任を取ってもらう。そういうことが考え方としては必要ではないか。市長の見解をお尋ねしたいと思います。

以上7点についてお尋ねをいたしました。よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後1時15分から、再開したいと思います。

よろしくをお願いいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時15分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は48名であります。休憩前に引き続き会議を開きます。

根尾川土砂等の流出収支調査について、上大須ダム等の堆積物の除去と根尾川のカワウについて、本巢市史編さんと公文書館の設置について、小・中学校の冷暖房の設置について、住友セメントでの廃棄物処理に対する課税制度について、高額療養費受領委任払いについて、樽見鉄道株主の株主責任について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

川村議員の御質問に対しまして、お答えをいたします。

まずは、根尾川土砂等の流出収支調査についてでございます。

平成14年7月10日から11日の台風6号によりまして、根尾地区では500ミリを超える雨量となりました。記録にない根尾川の増水となったわけでありまして、下流域では床上浸水、住民避難、河川、農地等に多大な被害をもたらしたわけでありまして、記憶に新しいところでございます。その対応として、揖斐、岐阜両建設事務所によりまして、万代橋上流の堆積土砂の処分を16年度をめぐりに実施をいただいているところであります。また、中部電力金原ダムの河川流量を情報として御連絡をいただくように手続を行い、防災対策としているところでございます。

御質問にあります根尾川の流入土砂の調査、河床管理、監視施設の整備につきましては、国・県管理の1級河川であります根尾川のことでございます。万代橋から下流につきましては国の管理区間、それから万代橋から上流は県の管理区間ということになっているわけでありまして、したがって、国、県、関係機関に対しまして、御要望の件を要望してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、上大須ダムの堆積物の除去についてでございますが、上大須ダムは発電を目的としたダムでございます。利水とか水害等の水量調整をする多目的なダムではないわけでありまして、したがって、堆積土砂の処理につきましては、完成以来、現在まで行われていないわけですが、この堆積土砂の処理につきましては、国土交通省の管理のもとに、一定の基準に達した場合に実施していくということになっておりまして、この国土交通省の一定の基準というのは、設定値を上回った場合、このようにされておりまして、国土交通省がその辺のところを管理しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

次にカワウの件でございますが、カワウの調査を行っているのかとのお問い合わせでございますけれどもこれにつきましては、市としては実施をしていない状況でございます。

カワウの対策につきましては、根尾川漁業協同組合におきまして対処されているわけでございます。根尾川のカワウもふえておりまして、かつては天然アユの遡上に従って飛来してきたものですが、近年におきましては天然アユに関係なく飛来していると、こういう状況であります。漁協におかれましては、ことしも3月10日から4月9日までの間の許可を得られまして、銃器による有害捕獲が行われておりまして、ことしは3回、来年は4回というような形で計画されているわけでございます。

行政として手をこまぬいていいのかということをお問してみました。その点から判断しましたわけですが、そのカワウの有害捕獲につきましては、市として許可をとって行うような場合には、市内しか銃器による捕獲ができないわけでありまして、市内の、主として左岸になるわけですが、左岸側におりますウを銃器で撃ちますと対岸の方へ逃げていくと。対岸へ行きますと揖斐郡でございますので、そこでは狩猟できないということになりますので、許可は漁協がとっていただいて、漁協で漁議会に委託して進めていただくというのが一番ベターではないかと。

これも漁協におかれましては、内水面漁業ということで漁業権をとっておられまして、この漁業権の中には、水産生物の増殖とか環境対策をとるようという義務づけもされておりまして、公共的な性格の漁業権ということになっております。もちろん入漁料も取っておられるわけございまして、そうした中で対処していただくべきものと思っている次第でございますので、よろしくお願いたします。

それから次に、歴史資料館と同等のものを市としても補助する必要があるのではないかと、市史編さん等に関する御質問についてでございますが、現在、岐阜県の歴史資料館におきましては、旧本巣町地域の資料を保存していらっしゃいまして、先ほど議員より資料の提示もなさっていただいたところでございます。

私どもの調査をしたところによりますと、旧本巣町地内の古文書で、曾井中島の林氏の収集文書が1,300点、青木重太郎家の文書が600点、青木元昭家の文書が900点。また、教育関係の資料でございますが、高井健氏の資料が600点、川口半平さんの資料が200点ということで、判明しているだけで3,600点あるわけでありまして、市の範囲となりますと、寄贈されたものとか寄託されたものもありまして、大変膨大な資料になるのではないかと、このように見ているわけでございますが、これらの資料というのは、歴史資料館に収蔵されているものにつきましては、申請によりまして閲覧できますし、歴史資料館は県内でも本巣市の位置から見ましたら比較的近い距離にあると。そうした状況の中でございまして、同等のものをコピーして保存する必要があるのか、あるいは費用対効果も考えまして、どう対処すべきかといったことにつきまして検討をしていくべきものと、このように思っている次第でございます。

次に、歴史資料館も手狭になっているので、連携する講分館を設置すべきではないかとの御質問でございますが、県の歴史資料館が手狭になっていることにつきましては、これは歴史資料館を管

理する県が整備すべきものと考えておりますので、県教育委員会に申し出をしていきたいと、このように思います。なお、県におきましては、保存される公文書につきまして、市の歴史資料館を充実して保存するという方向で努めるべきものと考えておりますし、市としましては、各旧町村にあります歴史資料館等を整理しながら、資料の保存・収集を図っていくという姿勢でまいるべきではないかと、このように思っている次第でございます。

また、本巢市史の編さん予定はあるのかとの御質問でございますが、合併前の町村ごとにそれぞれ町村史が編さんされております。編さんされてから22年から30年を経過しているわけでございますが、町村史が編さんされました以降、新しい資料が見つかったというようなことがございますし、先ほどのお話のように欠落があったということもあるわけでございますので、本巢市史の編さんは必要なものではないかと、このように思っておりますが、市となって日も浅いわけでありまして、当分の間は本巢市の貴重な資料が散逸しないように、また焼失しないように保存に努めてまいるべきものではないかと思っております。

御質問のこの市史等の3点の件につきましては、教育委員会の所掌事務となりますので、教育委員会の体制を確立しました上で検討してまいるように対処していきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

小・中学校の冷暖房の設置についてでございますが、各小・中学校のコンピューター室、図書室、保健室、相談室といった特別教室とか職員室には冷暖房装置を設置しております。しかし、普通教室にはガス等使用しての暖房に限り設置しておりますけれども、冷房施設は設置していないというのが現状でございます。現在、建設を予定しております弾正小学校校舎増築工事とか、一色小学校の校舎の改築工事にしましても、施設整備に係る国の補助基準に該当する範囲で整備を計画しているところでございます。弾正小学校校舎増築工事につきましては、1階、2階、3階とも多目的教室で、いわゆる特別教室として増築するものでございまして、これにつきましてはすべてに空調設備を設置する計画であります。一方、一色小学校の増改築工事につきましては、空調設備の配管工事は企画しておりますが、冷暖房設備を実施するというのは、特別教室の保健室、コンピューター室、多目的室、図書室、相談室及び職員室、校長室という範囲で行うように考えているところでございます。

このように、今までの小・中学校冷暖房整備につきましては、国の補助基準に該当する範囲で施設整備を計画してまいりましたが、学校改築においては配管工事は行っておくということで考えているところでございます。

今後の学校教育施設の冷暖房の整備方法につきましては、生活環境の変化や児童・生徒の学習環境とか、教育課程変化なども考えまして、検討してまいりたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、大阪住友セメントの廃棄物処理に対する課税の問題でございます。

大阪住友セメント岐阜工場におきましては、リサイクル原燃料として焼却処理をされております。その主なものは、石灰石、汚泥、鋳物の砂、それから焼却灰、こういったものでございまして

て、焼却することによって原燃料になりますし、その後はセメントに混入されるという形で処理されるものでございます。

このため、廃棄物処理の恒常化に伴い、課税する意思があるのかという御質問についてでございますが、住友セメント岐阜工場におきましてはリサイクル燃料として使用されるもので、この行為が地方税法の第5条第7項、これは市町村が新しい税目を起こして目的税として課することができるとする地方税法の第5条第7項でございますが、こうした条項、あるいは第731条、この731条というのは、条例で定められまして、特定の費用に充てるため法定外目的税を課することができるものでございます。これらの税の対象として課税根拠が見出せるのかどうかといったことにつきまして、国や県の指導をいただきながら検討をしてみたいと、このように思っている次第でございます。

それから次に、多治見市における一般廃棄物埋立税の条例の件でございますが、一般廃棄物の処理施設に埋め立てを目的として、多治見市では市外から持ち込まれるものに対しまして課税客体としておられます。一般廃棄物処理施設の設置者を納税義務者として課税するものでありまして、その用途は、資源化の促進等循環型社会システムの実現とか、環境負荷を軽減するライフスタイルの支援とか、リサイクル技術の研究等を指定しておられるわけであります。こういう状況でございますが、大阪住友セメントのリサイクル燃料をもって課税客体が賦存するのかどうか、また受益者と負担について十分検討をしまして、御質問の趣旨を生かせるのかどうかということにつきまして検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、高額療養費受領委任払いについてでございますが、高額療養費の制度につきましては、医療費の自己負担が高額になりまして、一定額を超えた場合、申請によりその超えた部分が高額療養費として、市が負担するわけですが、市から支給される制度でございます。支給方法につきましては、高齢者の入院、特定疾病の療養に係る高額療養費の支給及び訪問看護、療養費以外については、原則として償還払い、本人が一たん立てかえていただいて、後に領収書をもって来ていただいて市が本人にその分を払うという償還払いとされているわけでございます。御質問の趣旨にある高齢者のうち、70歳以上の方に対しましては、平成14年10月の法改正で、住民税非課税世帯等所得区分に該当する場合、あらかじめ限度額適用、標準負担額減額認定証、こういったものの交付を申請することによりまして、入院で自己負担限度額を超過した分を受領委任方式により現物支給がなされておりまして、高齢者の窓口負担が軽減されているところでございますので、よろしく願いをいたします。

次に、樽見鉄道の株主責任についてでございます。

まず、現在の樽見鉄道の株式の状況についてでございますが、発行済み総数は3,000株でありまして、資本金額は1億5,000万でありまして、このうち合併によりまして本巢市の持ち株は90株で、出資額は450万円、出資割合は全体の3%となっております。

次に樽見鉄道への貸付状況でございますが、旧根尾村の貸付額が1億3,600万円、旧本巢町の貸付額が2,000万円、本巢市の貸付額は合わせて1億5,600万円であります。樽見鉄道の借入額は

そのほかに、樽見新線の対策協議会からの借入れが 3,000万円あります。また、谷汲村から借入金 2,000万円、合わせてトータルでございますが2億 600万円と、このようになっております。また、樽見鉄道に対しまして、14年度の経常損失を補てんするため、合併前の旧4町村で約 3,000万円を補助しまして、樽見鉄道を支援してまいっているところでございます。このように、株主、すなわち市は債務者でありながら、資金援助側の債権者でもあるわけであります。

御質問の株主責任につきましては、現在行っております樽見鉄道の経営診断の結果を踏まえながら、沿線自治体で構成しております樽見鉄道連絡協議会で意見調整をしまして、樽見鉄道の株主総会とか役員会におきまして、経営者としての責任のあり方を明確にしていまいる必要があると思ひますし、またそのことに関連して株の持ち分につきましては明らかにしていくべきではないかと、このように思っている次第でございます。この問題等につきましても、一生懸命対処していかなければならないと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔47番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

自席から再質問をお願いします。

まず1点目の根尾川の管理の問題で、それぞれの国や県の所属についての説明がありました。

全体的にこれまでの答弁、過去の旧町での答弁でもそういうところがありました。やはり新市になって、新市を流れる基本的な河川でもあり、その地域にいろんな形で結びついている。それを当然、国や県の所管部分は結構ですが、防災という点で一番基本になる市としてその計画を持つという点では、先ほど質問申し上げた点を独自に調査をして、基本方向を持つ必要があるのではないか。先ほどの市長の答弁でもありましたように、災害になってから、ここが悪かったというふうに気がつくことでは遅いわけで、そういう点での一番主体になるのは市なので、その点で国や県の所管をきちっと明確にするのはそれで結構ですが、やはり調査は市として独自に何らかの機関に委託したり、あるいは大学等の研究の中に組み入れてもらったりして、一つの本巢の地域に合った方策を持つべきではないかと、そういうことを思いますので、その答弁に加えて、市としての今後の方向を再度、お尋ねいたします。これが1点です。

それから、3番目の問題で、歴史資料の問題をお尋ねいたしました。この趣旨として、近いという問題を上げられましたが、一番そういうものが必要することとわかるのはその地域だろうと。国や県ということになれば、非常に高度な専門性を持った職員がいるとしても、やはりそれほどの親近感だとか、あるいはその情報の多寡ということでは、やはり地元の間がが一番よく知っている。もちろん、手間だとかという問題を上げられましたので、必要のない作業をする必要のないと思うのですが、ただ思うのは、例えば最近地震対策でコンピューターなんかもフィラーリングというのをやって、2台必ずコンピューターを置いたりするんですね。災害に備えて、片一方が損傷を受けても片一方のコンピューターが動く。

そういう点で申し上げておきたいのはやはり、どんな形でもいいけれども不慮の事故というのはある。非常に完璧な施設を持っているフィルムのライブラリーでも火事になって燃えたという話も聞きますので、やはりダブルで持つことの意味があると思いますので、その点で、これから一步踏み出すことになると思うんですが、その一步の中に全部の資料の同じコピーをするということを申しているわけではありませんが、本巢市史をつくっていく上で必要な資料も当然出てくるということであれば、それを一つのサンプリングでもいいし、一部分でもいいけれども、その本巢市の史料編さん保存機構の中に入れていくことを考えてはどうかということで、再度お尋ねをいたします。

それから学校の冷暖房の問題につきまして、配管だけということを言われましたが、そんなこと言わないで、配管をやったんならその先に冷暖房をつけていただきたいというふうに、せめて今度の新規の工事をやっていく学校についてはお願いをできないかということで、改めてお尋ねをいたします。

それから廃棄物の件につきましては、今後の検討課題というふうに理解をし、また私も調べて、再度お尋ねをしたいと思います。

それから6番目の問題についてお尋ねをするんですが、それぞれの旧町での実施状況、真正町あたりではこういうことをやってあったというようなことをちょっとお聞きしているんですが、聞き違いかどうかわかりませんが、その辺で旧町での実施状況、そのすり合わせについてどうなのかということで、再度この点は、サービスを高くするという意味では実効性のある対策ですので、全市としてやっていただきたいと改めてお尋ねいたします。

最後に樽見鉄道の問題で、これからまた非常時にお金を出さなきゃいかんというようなことが出てくると思いますので、その点で今言いました株主の責任と、株主の債権の減資ということについては、第一歩の一つの踏み絵になってくると思いますので、その点で御決意はどうかとを市長にお尋ねいたします。

以上、再質問を終わります。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

初めに防災対策として、根尾川の防災について市として独自の調査をしていくべきではないかと、こういう御質問でございますが、これにつきましては、私どもとしましては、防災計画を市として定めてまいらなければいかんというふうに考えておりました、その折には、当然、国や県の防災計画等も参酌しながら、連携をとって整備をしていく必要があるかと思っておりますので、そういう形で十分管理者である国・県とも連絡をとりながら、市としての姿勢をこの防災等の中等であらわしていくということで、そのための調査等は必要になってきますので、行わせていただきたいと思う次第でございます。

それから公文書館の資料の問題でございますが、編さんの機構の中に保存について取り入れてい

くべきじゃないかということでございます。本巢町の閉町式の際に、本巢市議会の資料を編さんされた経験からおっしゃっておられることですので、十分尊重しながら、新しい教育委員会の体制のもとで研究をさせていただきたいと、このように思う次第でございますので、よろしくお願いいたします。

それから小・中学校の冷房の問題でございますが、私どもとしましては、市内の小・中学校、冷房をつける場合には一斉につけるべきではないかという判断をもとに、公平にやっていくべきではないかということで考えておりました。整備されたところから順次冷房をつけていくということも公平を欠くんじゃないかということで、ただし、将来冷房が必要となることがありますので、そういう配管等につきましては整備をさせていただきまして、必要な時期になりましたら、一斉に整備をしていくと、そういう体制をとっていきたいということで考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから高額療養費の受領委任払いにつきましてでございますが、この9町村の状況につきましては、ちょっと私ではわからん点がありますので、担当部長の方でお答えをさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、70歳以上の方にはそういう形をとることができるということでございますが、基本は償還払いということになっておりました。法に基づいて行いますと償還払いが原則ということでございます。したがって、これを堅持していきたいと、このように思っております。

ただし、高額療養費の資金貸付制度というのを、今度、市一円で社協で対応していくということになってまいりまして、3ヵ月間は無料でお貸し付けをさせていただきまして、利便を図っていくという制度を取り入れることとなっております。住民の方にサービスをしていくという姿勢でございますので、よろしくお願いいたします。

樽見鉄道の株主責任につきましては、こういうふうな社会問題となりまして、私ども自治体に大きな負担がかかってまいっていることでございますので、そうしたことに對します責任につきましても十分に意識し、必要な姿勢を示していただきますよう対処してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（村瀬治君）

高額療養費については、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

自席で失礼いたします。

高額療養費につきましては、先ほど市長の答弁にありますように、償還払いが原則であります。そのうち70歳以上につきましては答弁のとおりでありまして、14年の10月から制度が変わったということで、限定ではありますが、現物支給をさせていただいております。

旧真正町においての状況ではということでございますが、償還払いを原則でやっておりました。先ほど市長から答弁がありましたように、一般会計の中で高額療養費の貸付制度ということで、貸し付けの取り決めをしておったということで、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔47番議員挙手〕

議長（村瀬 治君）

川村君。

47番（川村高司君）

それでは、今の答弁の中で、特におしりからになります、樽見鉄道の問題について、先ほどの鵜飼議員も質問いたしましたが、他の県内の二つの第三セクターのやり方は、沿線自治体から資金援助するというようなことで、ちょっとこの樽見鉄道の場合は特殊だったということがあるわけですが、今回、そこから株主、特に中心株主であるところについては手を引くというような動きがあるわけで、市長としては他の二つの第三セクターと同じように、地方自治体がその地域の住民の足を守るという点で、同じような考え方でやっていかれるのか、決意のほどをお尋ねします。

それから、高額療養費の問題について答弁がありました、いわゆる貸し付けをする時間的な差というのは起こっていないのですか。つまり、多額の支払い請求が来た場合に、その間の支払いをするための一定の時間的な差に対する圧迫感というのはあると思いますので、その質問の内容というのは有効だと思うんですが、貸付制度と、そのいわゆる時間的問題でそれほど大差がないということであれば、制度として充当しているというふうに理解できるんですが、ないとすればこの質問のような形をとるのが妥当ではないかと思いますが、その2点について再度質問いたします。

議長（村瀬 治君）

市長答弁。

市長（内藤正行君）

樽見鉄道の株主責任の問題でございますが、これにつきましては議員もおっしゃいましたように、大株主は放出するような動きもあるということでございますし、次の大きい株主は大阪住友セメントさんでございますので、あそこも撤退されるということになりますと、恐らくそういう動きになってこようかと思えます。ですから、そういう形で放出されましたら自治体で受けまして、長良川鉄道、明知鉄道のような体制で、市民鉄道というような形で、県の支援も受けながら対処してまいりたいと、こういう姿勢でまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（村瀬 治君）

高額療養制度の貸付制度について、市民環境部長答弁。

市民環境部長（土川 隆君）

例えば入院をされまして、退院をされるときには負担が生じるわけでございますが、それ前に、いわゆる窓口におきまして、そういった制度を承知している方につきましては事前に御相談がございますので、大体どれくらい必要かということも事前に調べていただきまして、そこで高額医療費の貸し付けにつきましては速やかに内部で決裁を行いまして、貸し付けを行っているという状況でございますので、今までは円滑に運用されていたということで理解しております。

議長（村瀬 治君）

以上で通告による一般質問はすべて終了いたしました。よって、市政一般に対する一般質問は、

これをもって終結いたします。

日程第3 議案第18号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第3、議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定についてを議題といたします。

本件については、産業建設常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

産業建設委員会の審査結果を報告いたします。

3月16日午前11時15分から、本巢市役所第1委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員会には、委員12名全員と議長が出席し、議案説明のため、内藤市長、新谷参与、林上下水道部長の出席を求め、付託された先議の申し出のあった1議案について詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

付託された、議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定については、平成14年度真正町農業集落排水特別会計において平成15年度に繰り越した事業について、平成16年1月31日までに完了しなかったため、平成15年度本巢市農業集落排水特別会計に計上することになったため、これによって繰越事業に係る地方債、下水道債が、平成16年3月末までに借入れを行わなければならない、借入手続上から、3月22日までに議決を得る必要から、先議が必要となった旨、説明を受けました。

当特別会計予算の歳入歳出はそれぞれ17億2,000万円であり、歳入は分担金7,975万1,000円の事業費の5%、使用料は1月から3月分の1,916万2,000円、県補助金5億5,033万1,000円、歳出は8ヵ所の処理施設に係る経費と5地区の管路施設工事の工事請負費が11億3,337万5,000円で、旧真正町繰越事業に係る地方債借入限度額は2億9,970万であります。

以上、産業建設委員会が付託を受けました、議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定については、慎重審議の結果、全会一致をもって議案のとおり可決することを決定いたしましたので御報告いたします。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 平成15年度巢市農業集落排水特別会計予算の議定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 平成15年度巢市農業集落排水特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。なお3月19日から3月28日までを休会とし、3月29日午前9時から本会議を開催いたしますので御参集ください。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午後1時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

